

## 地域子育て推進事業アンケート等の結果報告について

次世代育成課  
子育て支援課

### 1 アンケート等概要

#### (1) 目的

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の在り方について調査し、本市の実情を踏まえ、より効果的な支援の在り方を検討する。

#### (2) 調査期間

平成 27 年 10 月 21 日～12 月 8 日

#### (3) 実施内容

ア 調査 (担当課 No.1…次世代育成課 No.2～4 子育て支援課)

No.	対象者	調査内容	手法	回答数等	備考
1	浜松市内在住及び勤務の 20～39 歳の男女	結婚に対する意識調査	アンケート	1,791 人	浜松市内に本社のある企業 35 社の従業員 (2,293 人) に対し調査を依頼
2	結婚・妊娠・子育て中のいずれかに該当する女性	妊娠・出産・子育ての各段階で必要なことの実態調査		986 人	婚姻届提出時、母子手帳交付時、子育て支援ひろば等で 1,820 人に直接配布
3	子育て中の女性		ヒアリング	73 名	子育て支援ひろば (各区 1 か所) に参加した母親に対しヒアリング
4	企業経営者等	妊娠・出産・子育ての各段階での従業員への配慮、企業の取組の実態調査		15 社	No.1 の企業のうち、市内産業構造にあわせ 15 社に対しヒアリング

イ ワークショップ (担当課 子育て支援課)

(ア) 名 称 「妊娠・出産・子育てしやすい浜松ワークショップ」

(イ) 委 員 小児科医、産婦人科医、精神科医、有識者(企業関係者、大学教授等)、助産師、子育て関連団体、子育て中の女性

(ウ) 内 容 (3) アの調査結果等から、本市の少子化対策に必要なことを検討

## 2 調査結果の分析・考察

### (1) 結婚に対するアンケート（次世代育成課担当）

No.	主な着眼点	浜松市	関連情報 (全国規模の調査結果や国の動き等)
		本市の特徴等	
1	結婚の希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚者の約 8 割が「<u>結婚したい</u>」「<u>できれば結婚したい</u>」と回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚者の約 8 割が「結婚したい」と回答</li> <li>(内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査」平成 26 年)</li> </ul>
全国と同様、 <b>結婚に対する希望が高い。</b>			
2	異性との出会いの機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚者の <u>6 割強</u>（製造業に限れば <u>7 割強</u>）が、お付き合いにつながるような異性との出会いの機会が「<u>ほとんどない</u>」と回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚者の 6 割弱が「異性との出会いがない」と回答</li> <li>(リクルート ブライダル総研調べ平成 24 年)</li> </ul>
全国に比べ、 <b>出会いの機会がないと感じている人の割合が高い。</b>			
3	婚活にあたり、仲介役(世話人)への期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚者の約 3 割が「お付き合いにつなげるための協力」「相談やアドバイスなど精神的なサポート」を<u>仲介役に期待</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる「おせっかいさん」等の仲介役の研修や養成等について明記</li> <li>(「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会の提言」平成 27 年 8 月 21 日)</li> </ul>
<b>仲介役に対する一定のニーズがあり、国においてもその重要性が認識されている。</b>			
4	女性の初婚年齢と現実の子どもの数	<ul style="list-style-type: none"> <li>既婚者のうち、<u>29 歳以下</u>で結婚した女性の <u>4 割超</u>が、子どもの数 <u>2 人以上</u> <u>30 歳以上</u>の場合は、<u>1 割強</u>に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25 歳～28 歳までに結婚した場合、子どもの数は 1.9 人以上</li> <li>31 歳以上で結婚した場合、子どもの数は 1.4 人</li> <li>(国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査（夫婦調査）」平成 22 年)</li> </ul>
全国と同様、 <b>早期に結婚した場合、より多くの子どもを持つ傾向がある。</b>			
5	行政による結婚支援への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚者の <u>7 割以上</u>が「積極的に支援すべき」「行政支援は安心だから行っても構わない」と肯定的に回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の婚活支援について、約 6 割の人が「取り組むべき」と回答</li> <li>(厚生労働省「人口減少社会に関する意識調査」平成 27 年)</li> </ul>
行政による結婚支援に対する要望は、 <b>全国水準より高い。</b>			
6	行政に望む結婚支援施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚者の 6 割が「<u>出会いの場づくり</u>」に対する支援を望むと回答</li> <li>結婚アドバイザーや仲介役など<u>世話人による支援</u>に対するニーズも <u>1 割程度ある</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「出会い関連事業」「結婚祝い金・記念品」「結婚相談員」に対するニーズが高い</li> <li>(内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査」平成 22 年)</li> </ul>
全国と同様、 <b>行政による出会いの場の提供に対するニーズが高い。</b>			

(2) 妊娠・出産・子育てに関するアンケート・ヒアリング等（子育て支援課担当）

No.	少子化対策として期待される支援	アンケート及びヒアリング	ワークショップでの主な意見
1	上の子どもの預かり先の確保	・子育て家庭の約6割が妊娠中、 <u>上の子の預かり先の確保を希望</u>	・緊急で受診の際、預け先がなく困った
2	家庭に妊産婦のいる従業員への企業の配慮	・子育て家庭の約9割が、安心して過ごすために <u>配偶者の理解・協力が必要</u> であると回答	・企業に、妊産婦の配偶者・祖父母等への就業上の配慮等をして欲しい
3	保育所等の充実	・さらに子どもが欲しいと思う家庭の約4割が、 <u>保育所等の充実が必要</u> であると回答	・保育所等への入所の難しさから、子どもを持つことをためらう実情がある
4	産後ケア事業	・出産後の7割強が助産所等での <u>産後の心身ケアが必要</u> であると回答。出産年齢が高くなると、回答率も高まる	・出産後、育児に必要な情報等を習得しきれないまま退院する実情がある
5	育児ヘルパー事業	・子育て家庭の約7割が、 <u>育児ヘルパーが必要</u> であると回答。出産年齢が高くなると、回答率も高まる	・家事、育児負担軽減のためのサービス検討が必要
6	子育て関連の経済的支援	・子育て家庭の約7割が、 <u>経済的な理由により、理想の子ども数を持っていない</u> と回答	・サービスを必要としている家庭が利用しやすい料金設定の検討
7	正しく活用される子育て情報を提供する仕組み	・今、民間情報を活用しているも約9割が、 <u>行政監修の育児支援サイトを希望</u> している	・多くの保護者がウェブで子育て情報を入手しているが、誤った子育てにつながっている懸念がある
8	意識の向上	・自分の年齢が理由で約5割が、 <u>理想の子ども数を持っていない</u> と回答	・理想の子ども数を持つためには、早い時期から妊娠・出産・子育てに対する意識を向上させることが必要であり、これから家庭を築く世代や職場に対する取組が必要

## 浜松市子ども・若者支援プランの追加について

### 1 国等の政策方針に関する追加事項

平成 28 年度の事業実施を踏まえ、プランへの記載を必要とする事項の追加を行う。

#### (1) 「子ども・子育て支援法」の推進に関して

- ア 「利用者支援事業」 母子保健型事業 (資料③3・5 頁)
- イ 「実費徴収に係る補足給付を行う事業」 (資料③4・6 頁)
- ウ 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」 (資料③4・6 頁)

#### (2) 「浜松市人口ビジョン」・「総合戦略」策定に関して

- ア 「位置づけ」 (資料③1 頁)
- イ 「結婚の希望を実現するための支援」「家族を形成する意識の育成」 (資料③11 頁)
- ウ 「子ども・子育て支援の成果 (アウトカム)」 (資料③11 頁)

#### (3) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」の推進に関して

- ア 「子どもの貧困対策の充実に関する事項」 (資料③7 頁)

#### (4) 「放課後子ども総合プラン」の推進に関して

- ア 「総合的な放課後児童対策に関する事項」 (資料③9 頁)

### 2 日程

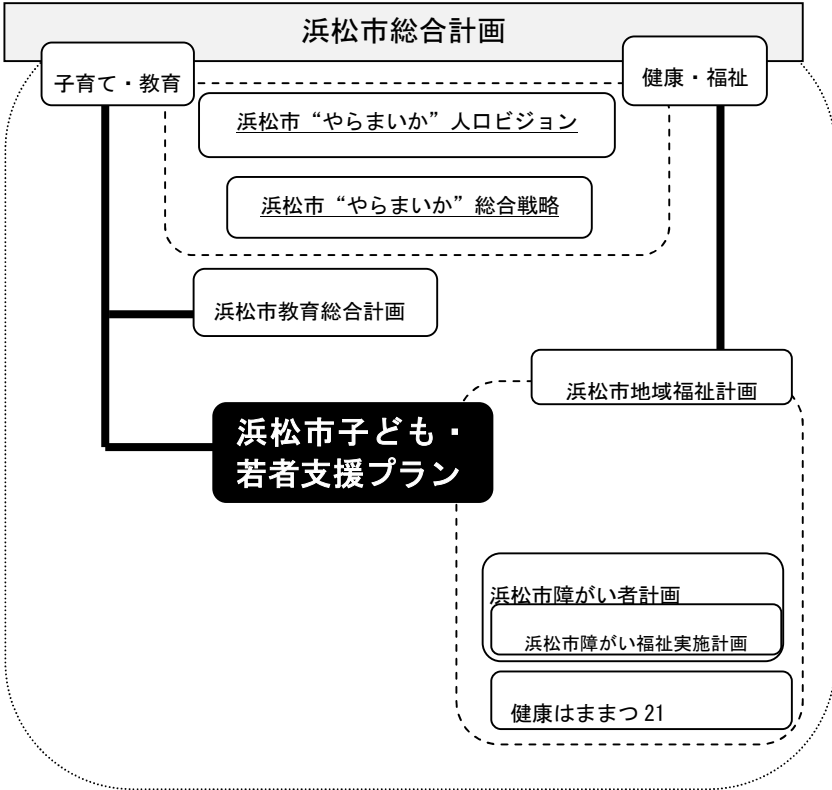
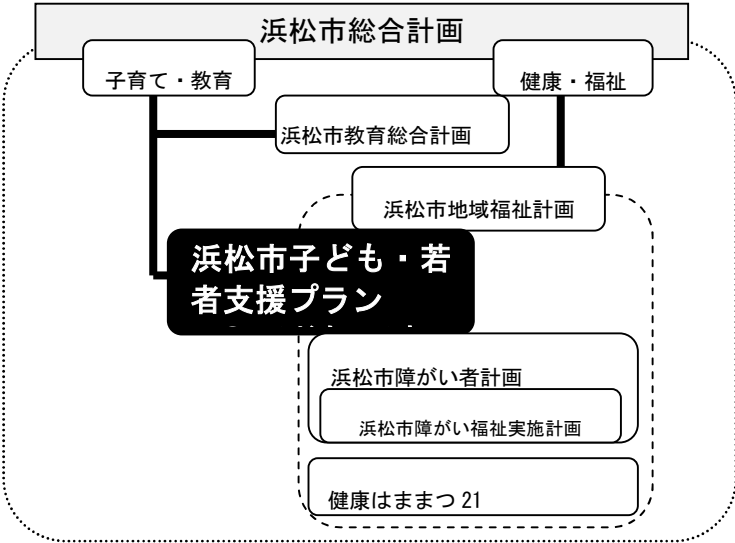
- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 2月16日 | 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催    |
| 2月末～  | 浜松市子ども・若者支援推進会議開催 (庁内組織) |
| 〃     | 静岡県に追加内容の提出、協議後に確定       |

# 浜松市子ども・若者支援プラン

## 新旧対照表



子ども・若者支援プラン 新旧対照表

NO.	ページ	新	旧	担当課 追加等の理由
1	4	<p>第1部 総論 6 位置づけ</p> 	<p>第1部 総論 6 位置づけ</p> 	<p>次世代育成課</p> <p>〈理由〉 人口ビジョン及び総合戦略が策定されたため。</p>

2	8	<p>第1部 総論</p> <p>8 施策体系</p> <p><u>事業一覧のとおり</u> 資料④</p>	<p>第1部 総論</p> <p>8 施策体系</p>	<p>次世代育成課 子育て支援課 幼児教育・保育課 健康増進課 教育総務課</p> <hr/> <p>&lt;理由&gt; 事業一覧のとおり</p>
3	1 3	<p>第1部 総論</p> <p>9 推進体制</p> <p>(1) 子ども・子育て支援、ひとり親家庭等自立促進の推進体制 ア 庁内体制 <u>浜松市子ども・若者支援推進会議</u> 関係部長等を委員とする<u>浜松市子ども・若者支援推進会議</u>を設置し、子ども・子育て支援の総合的な施策展開の検討・調整等を行います。</p> <p>10 点検及び評価</p> <p>子ども・若者支援プランの進捗については、浜松市こども家庭部が進捗管理を行い、実績や課題の整理を行うとともに、<u>浜松市子ども・若者支援推進会議</u>、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び若者サポートネットに意見を求め、子ども・若者支援プランの見直しに反映することで、PDC Aサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。</p>	<p>第1部 総論</p> <p>9 推進体制</p> <p>(1) 子ども・子育て支援、ひとり親家庭等自立促進の推進体制 ア 庁内体制 (仮称)浜松市子ども・子育て支援推進会議 関係部長等を委員とする(仮称)子ども・子育て支援推進会議を設置し、子ども・子育て支援の総合的な施策展開の検討・調整等を行います。</p> <p>10 点検及び評価</p> <p>子ども・若者支援プランの進捗については、浜松市こども家庭部が進捗管理を行い、実績や課題の整理を行うとともに、(仮称)浜松市子ども・子育て支援推進会議、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び若者サポートネットに意見を求め、子ども・若者支援プランの見直しに反映することで、PDC Aサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。</p>	<p>次世代育成課</p> <hr/> <p>&lt;理由&gt; 会議の正式名称が決まったため。</p>



4	3 6	第 2 部 子ども・子育て支援															
	～	第 3 章 事業計画															
	3 8	2 提供区域の設定															
		(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域と提供区域設定の理由															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>区 分</th> <th>提供区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>利用者支援事業（特定型・母子保健型）</td> <td>行政区</td> </tr> <tr> <td colspan="3">理由  <u>特定型利用者支援事業は、各区役所で保育所等の利用申し込みの際、各家庭の状況を聞き取り、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。</u>  <u>また、母子保健型利用者支援事業は、各区役所や保健センター等で保健師・助産師が母子健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</u>  <u>それぞれ、地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。</u> </td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(1)養育支援訪問事業 (2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</td> <td>行政区</td> </tr> <tr> <td colspan="3">理由            養育支援訪問事業は、支援を必要とする者に、身近で継続的に支援を行っていくことから、行政区を提供区域と設定します。         </td> </tr> </tbody> </table>	No.	区 分	提供区域	1	利用者支援事業（特定型・母子保健型）	行政区	理由 <u>特定型利用者支援事業は、各区役所で保育所等の利用申し込みの際、各家庭の状況を聞き取り、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。</u> <u>また、母子保健型利用者支援事業は、各区役所や保健センター等で保健師・助産師が母子健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</u> <u>それぞれ、地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。</u>			6	(1)養育支援訪問事業 (2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	行政区	理由 養育支援訪問事業は、支援を必要とする者に、身近で継続的に支援を行っていくことから、行政区を提供区域と設定します。		
No.	区 分	提供区域															
1	利用者支援事業（特定型・母子保健型）	行政区															
理由 <u>特定型利用者支援事業は、各区役所で保育所等の利用申し込みの際、各家庭の状況を聞き取り、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。</u> <u>また、母子保健型利用者支援事業は、各区役所や保健センター等で保健師・助産師が母子健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</u> <u>それぞれ、地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。</u>																	
6	(1)養育支援訪問事業 (2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	行政区															
理由 養育支援訪問事業は、支援を必要とする者に、身近で継続的に支援を行っていくことから、行政区を提供区域と設定します。																	

		第 2 部 子ども・子育て支援																		
		第 3 章 事業計画																		
		2 提供区域の設定																		
		(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域と提供区域設定の理由																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>区 分</th> <th>提供区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>利用者支援事業</td> <td>行政区</td> </tr> <tr> <td colspan="3">理由            保育所等の利用については、各区役所で保育の必要性の認定を行い、利用申込の状況により調整を行います。その際、各家庭の状況を聞き取る中で、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。            地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。         </td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(一部追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	区 分	提供区域	1	利用者支援事業	行政区	理由 保育所等の利用については、各区役所で保育の必要性の認定を行い、利用申込の状況により調整を行います。その際、各家庭の状況を聞き取る中で、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。 地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。			6	(一部追加)		12	(追加)		13	(追加)	
No.	区 分	提供区域																		
1	利用者支援事業	行政区																		
理由 保育所等の利用については、各区役所で保育の必要性の認定を行い、利用申込の状況により調整を行います。その際、各家庭の状況を聞き取る中で、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。 地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。																				
6	(一部追加)																			
12	(追加)																			
13	(追加)																			

健康増進課
子育て支援課
幼児教育・保育課
＜理由＞
・No.1 利用者支援事業・・・H28 年度から母子保健型として拡充し、新規事業として位置づけることから追加した。
【健康増進課】
・No.6(1)養育支援訪問事業、(2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業・・・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業が、「プランの重点的に取り組む事業」に位置づけられている。養育支援訪問事業と連携が必要であることも考慮し、追加した。【子育て支援課】

		<p><u>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、区ごとに要保護児童対策地域協議会を設けて実施しており、地域の要保護児童等の把握・対応や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。</u></p> <p><u>※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。</u></p>		<p>・No. 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・子ども・子育て支援法に定められた事業だが、必須掲載事業ではなかった。今年度、詳細が示され H28 年度から新規に実施するため、追加した。 【幼児教育・保育課】</p> <p>・No. 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業・・・子ども・子育て支援法に定められた事業だが、必須掲載事業ではなかった。今年度、詳細が示され H28 年度から新規に実施するため、追加した。 【幼児教育・保育課】</p>
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	浜松市全域		
理由	<p><u>実費徴収に係る補足給付を行う事業は、市内全域の生活保護世帯等の支給認定保護者を対象とするため、浜松市全域を提供区域と設定します。</u></p> <p><u>※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外</u></p>			
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	浜松市全域		
理由	<p><u>多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、市内全域の認定こども園を対象として、特別支援教育・保育経費を補助するため、浜松市全域を提供区域と設定します。</u></p> <p><u>※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外</u></p>			

5 追加

**第2部 子ども・子育て支援**  
**第3章 事業計画**  
**4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期**

**No.1. 利用者支援事業**  
**(2) 母子保健型利用者支援事業**  
**【事業概要】**  
 子育て世代包括支援センター<sup>18</sup>の機能として、母子健康手帳交付時に保健師・助産師がすべての妊婦の面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関と連携して行います。

**【量の見込みの考え方】**  
 子育て世代包括支援センターの機能を担う箇所数を量の見込みとしました。

**【確保の内容の考え方】**  
 現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：箇所)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	—	8	8	8	8
	②確保の内容	—	8	8	8	8
	②-①	—	0	0	0	0

※全市域のみ抜粋。  
 量の見込みの内訳 中区 2箇所  
 その他の区 1箇所

**第2部 子ども・子育て支援**  
**第3章 事業計画**  
**4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期**

(追加)

健康増進課  
 子育て支援課  
 幼児教育・保育課

---

<理由>  
 ・No.1 利用者支援事業・・・H28年度から母子保健型として拡充し、新規事業として位置づけることから追加した。

**【健康増進課】**  
 ・No.6(2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業・・・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業が、「プランの重点的に取り組む事業」に位置づけられている。養育支援訪問事業と連携が必要であることも考慮し、追加した。

**【子育て支援課】**

	<p>脚注</p> <p>18 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点をいう。</p> <p><b><u>No.6 (2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</u></b></p> <p><b><u>【事業概要】</u></b></p> <p><u>児童虐待の発生や深刻化・重症化を防ぐため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び調整機関職員、関係機関の専門性の連携強化を図ります。</u></p> <p><b><u>No.12 実費徴収に係る補足給付を行う事業</u></b></p> <p><b><u>【事業概要】</u></b></p> <p><u>生活保護世帯等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受ける場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具、行事への参加に要する費用等の一部を補助します。</u></p> <p><b><u>No.13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</u></b></p> <p><b><u>【事業概要】</u></b></p> <p><u>健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>・No.12 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・子ども・子育て支援法に定められた事業だが、必須掲載事業ではなかった。今年度、詳細が示され H28 年度から新規に実施するため、追加した。</p> <p>【幼児教育・保育課】</p> <p>・No.13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業・・・子ども・子育て支援法に定められた事業だが、必須掲載事業ではなかった。今年度、詳細が示され H28 年度から新規に実施するため、追加した。</p> <p>【幼児教育・保育課】</p>
--	--	-------------------------------------	---

6	60	<p><b>第3章 事業計画</b></p> <p><b>9 子どもの貧困対策の充実に関する事項</b></p> <p><u>平成25年度国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、平成24年の我が国の子どもの貧困率は16.3%と過去最高を更新しており、6人に1人が貧困状態にある状況です。</u></p> <p><u>このような状況を背景に平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行され、平成26年8月には国が「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を決定しました。</u></p> <p><u>本市においても、法律や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を推進します。</u></p> <p><b>(1) 教育の支援</b></p> <p><u>ア 市立小・中学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・相談体制の充実を図ります。</u></p> <p><u>イ 児童養護施設、ひとり親家庭、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援を実施し学習意欲の喚起を図ります。</u></p> <p><u>ウ 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。</u></p> <p><u>エ 奨学金及び母子父子寡婦福祉資金の積極的な活用により高等教育の機会を保障し、意欲と能力のある学生が経済的な理由で就学を断念することがないように支援します。</u></p> <p><b>(2) 生活の支援</b></p> <p><u>ア 児童養護施設等入所児童に対して、入所から退所後の就職・進学に至るまでのきめ細やかな支援を実施し、児童の社会的自立を促す体制を整備します。</u></p>	<p><b>第3章 事業計画</b></p> <p><b>9 子どもの貧困対策の充実に関する事項</b></p> <p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進します。</p> <p><b>(1) 子どもへの支援の充実</b></p> <p>生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の充実により学習意欲の喚起を図ります。</p> <p>また、奨学金、母子父子寡婦福祉資金の積極的な活用により高等教育の機会を保障し、意欲と能力のある学生が経済的な理由で就学を断念することがないように支援をします。</p> <p><b>(2) 保護者への支援の充実</b></p> <p>児童手当や児童扶養手当等の支給や医療費助成により、保護者の経済的な負担軽減に努めます。</p> <p>また、ひとり親家庭の親に対しては、自立支援プログラムの策定、高等職業訓練促進給付金等事業の活用及び養育費の確保に関する相談事業を実施し、経済的な自立を支援します。</p>	<p>子育て支援課</p> <hr/> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行や子供の貧困対策に関する大綱の策定を踏まえ、関係各課と連携し子どもの貧困対策を推進していくため、子どもの貧困対策に関する事項の充実を図るもの。</p>
---	----	---	--	--

	<p><u>イ 児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援により、施設入所児童の家庭的養護を推進します。</u></p> <p><b>(3) 保護者に対する就労の支援</b></p> <p><u>ア ひとり親家庭の保護者に対する資格取得に対する支援や、母子家庭等就業自立支援センターでの就業支援を推進します。</u></p> <p><u>イ 生活困窮者に対する求職支援を推進します。</u></p> <p><b>(4) 経済的支援</b></p> <p><u>ア 幼児教育・保育を提供するにあたり、ひとり親家庭や生活保護世帯等の子どもの経済的負担を軽減します。</u></p> <p><u>イ 児童手当や児童扶養手当等の支給や子ども医療費等の助成により、経済的に困窮する家庭の負担軽減に努めます。</u></p> <p><u>ウ ひとり親家庭の親に対する養育費の確保に関する相談事業を実施し、経済的な自立への支援を推進します。</u></p>		
--	---	--	--

7	追加	<p><b>11 総合的な放課後児童対策に関する事項</b></p> <p><u>放課後児童健全育成事業は、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場を提供するため、放課後子供教室と一体的又は連携による実施を推進します。</u></p> <p><b>(1) 一体型の放課後児童会及び放課後子供教室の目標事業量</b>  <u>平成31年度までに、64か所整備することを目指します。</u>  <u>対象：市内全小学校のうち、学校敷地内で放課後児童会を実施している小学校</u></p> <p><b>(2) 放課後子供教室の整備計画</b>  <u>平成31年度までに、市内全小学校区に整備することを目指すため、希望する学校区を調査・把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。</u></p> <p><b>(3) 放課後児童会及び放課後子供教室の一体的又は連携による実施の推進</b>  <u>共通プログラムの企画段階から、放課後児童会の支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。</u></p> <p><b>(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童会及び放課後子供教室への活用</b>  <u>全小学校の余裕教室等状況を調査し、放課後子ども総合プランに基づく活用の可否、活用する場合の形態（専用区画への転用、一時的な使用）について現状や活用状況を取りまとめます。</u></p>	<p>(追加)</p>	<p>教育総務課</p> <hr/> <p>&lt;理由&gt;  「放課後子ども総合プラン」の策定に伴い、今後このプランを踏まえた取り組みを実施していくことから、「総合的な放課後児童対策に関する事項」を追加するもの。</p>
---	----	---	-------------	---

調査結果は、運営委員会等に報告し意見を求め、会議記録の公表等により協議の透明化を図ります。

**(5) 放課後児童会及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携**

放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室に関する事業は、教育委員会事務局が所管し、各区における業務は、区役所社会福祉課が担当します。

**(6) 地域の実情に応じた放課後児童会の開所時間の延長**

保護者のニーズに対応するため、開所時間を延長する運営団体について、補助金加算などにより支援します。



8

追加

**12 結婚の希望を実現するための支援**

若い世代の結婚の希望をかなえられるよう出会いの場の創出や仲介役の養成などの各種サポートを実施します。

**13 家族を形成する意識の育成**

家庭を築くことの意義や妊娠・出産についての正しい知識の普及・啓発を図ることで、人生設計を考える機会を創出します。

**14 子ども・子育て支援の成果(アウトカム)**

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	H31
子育てがしやすくなっていると感じる人の割合(%)	目標値	30.0	37.0	38.0	39.0	40.0	41.0
	実績値	36.3	—	—	—	—	—
子育て中であり、かつ、子育てがしやすくなっていると感じる人の割合(%)	目標値	—	—	45.0	47.0	48.0	50.0
	実績値	—	—	—	—	—	—

(追加)

(追加)

**11 子ども・子育て支援の成果(アウトカム)**

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	H31
子育てがしやすくなっていると感じる人の割合(%)	目標値	30.0	37.0	38.0	39.0	40.0	41.0
	実績値	36.3	—	—	—	—	—

次世代育成課

〈理由〉

・12 結婚の希望を実現するための支援

・13 家族を形成する意識の育成・・・

H28 年度から新規に実施する「地域少子化対策強化事業」の事業を追加。

・14 子ども・子育て支援の成果(アウトカム)・・・

子育て世代に絞った指標を設定することで、子育て世代の思いを確実に把握してプランを推進するため、指標を追加。

9	7 1	<p>第3部 ひとり親家庭等自立促進 第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題 3 施策体系 施策4 経済的支援 (3) 医療費負担の軽減 など</p>	<p>第3部 ひとり親家庭等自立促進 第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題 3 施策体系 施策4 経済的支援 (3) 医療費負担の軽減</p>	<p>子育て支援課</p> <hr/> <p>&lt;理由&gt; H27 から寡婦（夫）控除の見なし適用実施のため。 子育て支援課</p>												
10	7 5	<p>第3部 ひとり親家庭等自立促進 第3章 具体的な支援施策 4 経済的支援 (4) 寡婦(夫)控除のみなし適用 婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べ保育料等の支援に差が生じないよう、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。</p>	<p>第3部 ひとり親家庭等自立促進 第3章 具体的な支援施策 4 経済的支援 (追加)</p>	<p>&lt;理由&gt; H27 から寡婦（夫）控除の見なし適用実施のため。</p>												
11	9 0 ～ 9 3	<p>【参考2】浜松市次世代育成支援(後期) 行動計画事業一覧</p> <table border="1" data-bbox="226 986 1037 1321"> <tr> <td data-bbox="226 986 315 1066">1</td> <td data-bbox="315 986 1037 1066">◎ 母子訪問指導事業 ⇒ 「乳児家庭全戸訪問事業」「妊産婦乳幼児訪問事業」に分割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1129 315 1209">22</td> <td data-bbox="315 1129 1037 1209">◎ 障がい児保育事業 ⇒ 「認定こども園、幼稚園、保育所」により実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1281 315 1321">117</td> <td data-bbox="315 1281 1037 1321">◎ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</td> </tr> </table>	1	◎ 母子訪問指導事業 ⇒ 「乳児家庭全戸訪問事業」「妊産婦乳幼児訪問事業」に分割	22	◎ 障がい児保育事業 ⇒ 「認定こども園、幼稚園、保育所」により実施	117	◎ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>【参考2】浜松市次世代育成支援(後期) 行動計画事業一覧</p> <table border="1" data-bbox="1075 986 1886 1321"> <tr> <td data-bbox="1075 986 1164 1066">1</td> <td data-bbox="1164 986 1886 1066">◎ 母子訪問指導事業 ⇒ 名称変更：「乳児家庭全戸訪問事業」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1129 1164 1209">22</td> <td data-bbox="1164 1129 1886 1209">◆ 障がい児保育事業 ⇒ 他計画へ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1257 1164 1321">117</td> <td data-bbox="1164 1257 1886 1321">★ こどもを守る地域ネットワーク事業(要保護児童対策地域協議会)</td> </tr> </table>	1	◎ 母子訪問指導事業 ⇒ 名称変更：「乳児家庭全戸訪問事業」	22	◆ 障がい児保育事業 ⇒ 他計画へ	117	★ こどもを守る地域ネットワーク事業(要保護児童対策地域協議会)	<p>健康増進課 幼児教育・保育課 子育て支援課</p> <hr/> <p>&lt;理由&gt; ・No.1 母子訪問指導事業・・・訪問時期や対象者によって事業を分割することとした。 【健康増進課】</p>
1	◎ 母子訪問指導事業 ⇒ 「乳児家庭全戸訪問事業」「妊産婦乳幼児訪問事業」に分割															
22	◎ 障がい児保育事業 ⇒ 「認定こども園、幼稚園、保育所」により実施															
117	◎ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業															
1	◎ 母子訪問指導事業 ⇒ 名称変更：「乳児家庭全戸訪問事業」															
22	◆ 障がい児保育事業 ⇒ 他計画へ															
117	★ こどもを守る地域ネットワーク事業(要保護児童対策地域協議会)															

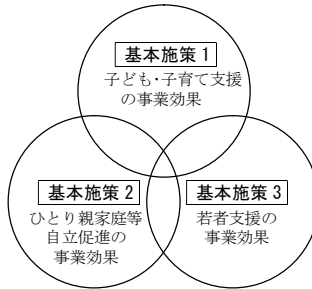
				<p>・No. 22 障がい児保育事業・・・認定こども園等で実施されているため、「プランの重点的に取り組む事業」へ移行。</p> <p>【幼児教育・保育課】</p> <p>・No. 117 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業・・・「プランの重点的に取り組む事業」に位置づけられていたため。</p> <p>【子育て支援課】</p>
--	--	--	--	---

# 浜松市子ども・若者支援プラン

## 事業一覧



事業効果の相関図



基本施策1 子ども・子育て支援

ア 重点的に取り組む事業

(ア) 就学前における教育・保育の提供

(詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。)

No.	事業名
1	認定こども園、幼稚園、保育所
2	地域型保育事業 <sup>1</sup> (家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)

(イ) 地域の子ども・子育て支援(詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。)

No.	事業名
1	(1) 特定型利用者支援事業
	(2) 母子保健型利用者支援事業
2	時間外保育事業(延長保育事業等)
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	(1) 養育支援訪問事業
	(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	(1) 一般型一時預かり事業
	(2) 幼稚園型一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(2) 母子保健型利用者支援事業を追加したため(1)(2)に区分【健康増進課】

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を追加したため、(1)(2)に区分【子育て支援課】

※上記の(ア)、(イ)は、子ども・子育て支援法で定められた事業

<sup>1</sup> 地域型保育事業とは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業があり、原則として0歳児～2歳児を対象とした少人数できめ細かな保育を行う事業である。本市では、小規模保育事業及び事業所内保育事業を重点的に進めていく。

## イ その他事業(子ども・子育て支援法に定めがない事業等)

No.	事業名
地域社会における子育て支援サービスの充実	
1	保育ママ事業
2	子育て情報センター管理運営事業
3	児童手当支給事業
4	すこやかキッズフェスティバル
5	放課後子供教室 <sup>2</sup>
6	放課後の子どもたちの居場所づくり
7	<b>類似放課後児童クラブ助成事業</b>
8	市立保育所特別保育推進事業(世代間交流)
9	市立保育所施設整備事業
10	市立幼稚園施設整備事業
11	私立保育所等事業費助成事業(障害児保育、食物アレルギー児調理業務、食育の推進、外国人児童保育)
12	私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業(低年齢児保育、予備保育士雇上、産休等代替職員雇上)
13	私立保育所等施設整備助成事業
14	私立保育所施設整備償還費助成事業
15	認証保育所助成事業
16	認証保育所利用者助成事業
17	移動児童館事業
18	浜松こども館運営事業
19	青少年の家管理運営事業
20	天竜自然体験センター運営・整備事業
21	青少年団体等活動助成事業
22	地域(中学校区)青少年健全育成会事業
23	児童遊園等整備支援事業
子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	
24	妊娠期健康講座事業
25	母子相談事業
26	乳幼児健康診査事業
27	<b>妊産婦乳幼児訪問事業</b>
28	母子予防接種事業
29	食育推進事業
30	思春期性教育事業

H27からの新規事業のため、追加【教育総務課】

浜松市次世代育成支援(後期)行動計画「母子訪問指導事業」から分割【健康増進課】

<sup>2</sup> 小学生を対象として、文化活動や交流活動等を行い、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行う事業。本市では、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童健全育成事業と一体的、または、連携による実施を推進する。新たに開設する放課後児童会、放課後子供教室は、余裕教室等小学校内の施設で実施することを基本とし、学校施設の一層の活用を進めていく。

No.	事業名
31	ひきこもり家族教室
32	乳幼児医療費助成事業
33	不妊治療費支援事業
34	小児慢性特定疾病対策事業
35	自立支援育成医療費支援事業
36	未熟児養育医療費支援事業
37	結核児童医療費等支援事業
38	小・中学生医療費助成事業
心身の健やかな成長を願う教育環境の整備	
39	赤ちゃんとのふれあい体験事業
40	私立学校教育振興助成事業
41	ジュニアスポーツ育成事業
42	就学相談・就学指導業務
43	私立幼稚園子育て支援事業
44	私立幼稚園教育振興助成事業
45	外国人学校等への支援
46	市立幼稚園の通常学級における特別な支援を要する園児への個別支援
47	遠距離通園費援助事業
48	市立幼稚園教育指導支援員配置事業
49	市立幼稚園教育研究・指導事業
50	市立幼稚園特色化推進事業
51	幼稚園PTA指導者等研修事業
52	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業
53	家庭教育推進事業
54	私立学校施設整備助成事業
55	私立幼稚園就園奨励助成事業
56	子ども講座事業
57	子育て講座事業
58	地区社会福祉協議会活動支援事業
59	地域ふれあい事業
60	いじめ問題再調査委員会
61	いじめ問題対策連絡協議会事業
62	青少年育成センター事業(補導・環境浄化事業)
子育てを支援する生活環境の整備	
63	安全で安心なまちづくり支援事業

母子医療等支援事業から分割し、分かり易く記載【健康増進課】

基本施策1 子ども・子育て支援 ア重点的に取り組む事業  
 (ア) 就学前における教育・保育の提供No.1の幼稚園の事業を  
 具体的に明記【幼児教育・保育課】



No.	事業名
<b>職業生活と家庭生活の両立の推進</b>	
64	事業所向け男女共同参画の視点からの意識啓発事業
65	女性就労支援事業
66	マザーズサロン連携事業
<b>子どもの安全の確保</b>	
67	通学路の安全対策
68	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
<b>保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応</b>	
69	児童相談・児童保護事業
70	里親支援事業
71	児童福祉施設運営助成事業
72	児童福祉施設整備助成事業
73	母子生活支援・助産施設保護事業
74	社会的養護体制整備事業
75	児童家庭相談事業
76	一時保護所運営事業
77	児童家庭支援センター設置運営事業
78	未成年後見人支援事業
79	地域子育て推進事業
80	発達医療総合福祉センター運営事業
81	障害児地域生活支援事業
82	発達支援広場事業
83	児童発達支援センター運営事業
84	発達相談支援センター事業
85	障害者相談支援事業
86	発達障害者支援人材育成事業
87	発達障害者支援体制整備事業
88	女性相談保護事業
89	精神保健福祉相談
<b>結婚・妊娠に対する前向きな機運の醸成</b>	
90	結婚の希望を実現するための支援
91	家族を形成する意識の育成

H28から実施する「地域少子化対策強化事業」の事業を追加（新規）  
【次世代育成課】

※事業内容は、浜松市ホームページでご確認いただけます。